

時事新報

鳴事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報

第三千百四十八號
明治廿四年十月一日
舊曆辛卯八月二十九日
日出午前五時四十分
入午後五時三十分
月出午前三時三十分
入午後四時三十分
満潮午前四時三十分
潮午後四時五十分

必ず公平ある判決を爲す可也哉と尋ねるに吾々は斷然其爲し得べからざるを知る者なり蓋し往古人事の繁雜あらざりし時代には裁判所の審問も甚だ簡略にして且て長きものにても一日にて済みたる位にて且裁判の事件も利害の及ぶ所狹小ありしが故に通常の智識を

盜賊に遭ひ金錢を奪はれ且下
あと記載せし紙片を以て頻り
に續々現はるゝ由なり注意す
○東海道汽、車内の掏兒、鐵道
從ひ汽車に不慣れの乗客も次

時事新報定期
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況動
價報告あり其代價遞送料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金
圓〇一箇月前金六圓〇一月隔日休刊
○時事新報社ヨリ直送ニ至ルモノハ右定額ノ外ニ一箇月十三錢
郵送料ヲ由是ク
寺尾新兵衛吉井一郎

完全ありと云ふに在れども我輩日本人は其の不完全なる法律の下に居て聊かも不安心に思はざるのみならず時に或は歐米諸國の裁判事件に就き殆んど云ふに忍びざる賄賂の醜聞などあるを聞いて彼國の法律風俗は果して日本の右に出るものなる哉否やと疑ひ疑を起すふと

ふと左までの難事にあらざりしかども今日にては決して然らず審問の長きものは數箇月に亘るの常なれば陪審官たる者は審問未だ半に至らずして早く既に當初の事實を忘却し前後の關係分明あらざるもの多し法廷の慣行に於て陪審官が證據の要點を書留するふとあくまで以て見れば彼等は皆多數の證人の陳述する間々雜談

の所持品を掏摸るほど少から
を運んでするが爲めに一層の
汽車にして彼の東海道行の汽
途の倦厭と疲勞とよりして轉
に乗ずるものなれば掏兒に取
るべし左れば近頃に至りて東

省信遞)

裏窓するより各社同一の記述

信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信
ずる方多きが如し爲めに行運びを生じたる場合も寡か
らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に
本社に向け發送あらんとを請ふ

内外法律の異同

を要したるのみ。あく我より申出すみどは彼に於て満足せむ。彼の要む所は我に於て許す可らず。雙方の意見、常識に相違せずし。折角取扱ひたる談判も空しく置廢人。

十年四千

に希望する所にして其成功の困難なる斯の如くなるに何故あるやと尋るに我外交當局者の怠慢に非ず又外

にも非走躍競走等が自家舊來の風俗習慣に拘泥して變化を恐るゝの一車ふと困難の大原因なりと我輩の信す所なりしと人間の生質よりは、且つより外なること

部の事情は支配され易く生き来れ。心身に慣れたる事物は其何たるを問はず都て快く思はれ之を棄てしむに移るは何となく不愉快に感ずるの常にして例へば

増汁を以て成長したる日本の老婆は、餅でも牛肉、ソーセージなどにせざるが如し都て是れ習慣の然らしむる所に、

の食物必ずしも美あらざるに非ず之を嫌ふと嫌はざ
とは唯食ふ物の感じに在て存するのみ左れば今日西
人ば日本人へと同様に日本へ去まつて居ます。

さるも其原因を尋ねれば深き意あるに非か唯自分等生來持としたる自國の法律を離れて不案内ある日本法律に生命財産の保護を托するは何ぞなく不安心のまゝ

する第一の理由とする成は單に日本の法律を以してて

陪審官であるに最も適當なるべき人物は假令ひ裁判所の撰舉に當るも何時も何とか口實を設けて之を辭するが故に止むを得ず不完全なる人を擧げて事を辦するの通例なれども今假に一步を譲りて陪審官には十人並の才智を具へたる人物を得ると見做し扱其人々は果して

雨天續きし爲め半年よりは其收穫期も餘程後るゝ事んど且つ其内降雨等の災ある遂には四分以上の不作あらんと同地より通信の端に見ゆ

○一種の詐僞 此頃一種の詐僞者顯ばれ自身は萬能^{アバンノウ}として當て東京盲啞學校に入學し本年卒業し帰國の途

用利の
業の名の昌